

# 新型インフルエンザ等対策業務計画

令和2年4月

北海道電力株式会社  
北海道電力ネットワーク株式会社

## 目 次

I	総 則	1
1	本計画の目的	1
2	基本方針	1
3	業務計画の運用	1
(1)	業務計画の運用	1
(2)	業務計画策定の前提となる被害状況の想定	1
(3)	業務計画の見直し	1
II	実施体制	2
1	平常時の体制	2
2	発生時の体制	2
(1)	新型インフルエンザ等対策体制の発令等	2
(2)	警戒体制	2
(3)	非常体制	2
3	権限の行使	3
4	対策本部の分掌	3
5	指令伝達および情報連絡系統	3
6	情報収集・共有体制、関係機関との連携	3
III	業務の継続に係わる対策	4
1	発生時の人員計画に関する基本方針	4
2	重要業務の選定	4
(1)	業務分類	4
(2)	業務分類の考え方	4
(3)	新型インフルエンザ等発生時の要員確保の考え方	5
(4)	業務分類毎の発生段階別の適用	5
IV	感染予防・感染拡大対策の検討・実施	5
1	従業員への感染予防および事業所内での感染拡大防止措置	5
(1)	平常時の対策	6
(2)	発生時の対策	6
2	海外勤務、海外出張する従業員等への感染予防措置	7
V	そ の 他	7
1	関係機関等との調整	7
2	教育・訓練	7
	(別紙1) 新型インフルエンザ等感染予防対策組織および 事業継続に係わる対策の指令伝達・連絡系統図	8

# I 総 則

## 1 本計画の目的

この新型インフルエンザ等対策業務計画（以下、「業務計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第9条に基づき、北海道電力株式会社（以下「北海道電力」という。）および北海道電力ネットワーク株式会社（以下「北海道電力ネットワーク」という。）が、新型インフルエンザ等発生時においても、従業員等の健康の確保に最大限努力し、安全確保を最優先として電力を安定的に供給していくために、北海道電力および北海道電力ネットワークが行うべき対応等の的確かつ迅速に実施に資することを目的とする。

## 2 基本方針

新型インフルエンザ等が発生した場合、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、北海道電力および北海道電力ネットワークが一体となり、従業員等および電力設備の安全確保を最優先とし、電力を安定的に供給していくために必要な業務を、適切な意思決定に基づき継続することが求められる。

一方、新型インフルエンザ等の発生時には、従業員等の罹患のほか、家族の世話・看護等のため、休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した従業員に対し外出の自粛を要請され、出勤ができなくなることも考えられる。さらに、感染拡大時には、新型インフルエンザ等の感染が拡大するにつれ、必要な物資やサービスの確保が困難になる懸念がある。

このため、従業員等の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するために必要な体制を確立し、職場における感染対策を徹底するとともに、電気の安定供給を始めとする事業の継続に万全を期することを基本方針として業務計画を策定する。

## 3 業務計画の運用

### （1）業務計画の運用

この業務計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法および新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）に基づき運用する。

### （2）業務計画策定の前提となる被害状況の想定

政府行動計画および新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて示された、以下の被害想定を前提とする。

発 症 率	全人口の約25%
流行期間	1回約8週間程度の流行の波が複数回
欠 勤 率	従業員の最大40%程度が欠勤（ピーク時の約2週間）

### （3）業務計画の見直し

新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等の変更が行われた場合、訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務計画の見直しを行う。

## II 実施体制

### 1 平常時の体制

新型インフルエンザ等の発生に備え、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を国や地方自治体等から日常的に入手し、必要に応じて社内周知するとともに、感染予防衛生用品、個人防護具等の必要量を備蓄するなど、感染対策を十分に実施する。

また、社会機能に関わる事業者として、常に継続が必要な業務および発生段階に応じて事業の縮小や休止が可能な業務の選定を行い、それぞれに必要な要員の確保に向けた検討を行う。

なお、関係部署は、グループ会社・協力会社等に対して、北海道電力および北海道電力ネットワークの対応について情報連携等を行い、新型インフルエンザ等流行時の協力体制や業務の縮小・休止における対応等について日常から相互理解を図る。

### 2 発生時の体制

#### (1) 新型インフルエンザ等対策体制の発令等

新型インフルエンザ等が国内および海外で発生した場合は、これに対応するため、新型インフルエンザ等の発生段階に応じて、危機管理体制（警戒体制・非常体制）を発令し、北海道電力および北海道電力ネットワークの本店および各店所に対策組織を別紙1のとおり設置し対処する。

#### (2) 警戒体制

##### a 警戒体制の発令

海外で新型インフルエンザ等の発生が確認されたとき、北海道電力人事労務部長は警戒体制を発令する。

##### b 対策本部事務局会議の設置

本店各部署における新型インフルエンザ等に関する情報の共有化を図るため、対策本部事務局会議を設置する。

##### c 警戒体制の解除

国内で新型インフルエンザ等流行の終焉の情報（国の新型インフルエンザ等流行終結宣言等）を得た場合、北海道電力人事労務部長は警戒体制を解除する。

#### (3) 非常体制

##### a 非常体制の発令

国内で新型インフルエンザ等が確認され、感染拡大の恐れがある場合、国や地方自治体等の対応状況などを総合的に勘案し、北海道電力の人事労務部長は北海道電力の人事労務担当役員に対し非常体制の発令を上申する。

##### b 対策本部会議の設置

北海道電力および北海道電力ネットワークの従業員の感染予防対策および事業継続に係わる対策を円滑に実施するため、対策本部会議を設置する。

なお、感染拡大防止のため、状況に応じて出席者を厳選した少人数会議、テレビ電話会議、書面による意思決定等を活用する。

### c 対策連絡会議の設置

各地域における新型インフルエンザ等に関する情報の共有化を図り、北海道電力および北海道電力ネットワークの従業員の感染予防対策および事業継続に係わる対策を確実に実施するため、各店所に対策連絡会議を設置する。

なお、感染拡大防止のため、状況に応じて厳選した少人数会議、テレビ電話会議等を活用する。

### d 非常体制の解除

道内で新型インフルエンザ等の流行が収束して、非常体制を継続する必要がなくなったと判断された場合、国や地方自治体等の対応状況などを総合的に勘案し、北海道電力の人事労務部長は北海道電力の人事労務担当役員に対し非常体制の解除を上申する。

北海道電力の人事労務担当役員は、上申に基づき非常体制を解除し、警戒体制に移行する。

## 3 権限の行使

(1) 対策組織が設置された場合、新型インフルエンザ等の対策に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

(2) 対策組織が設置された場合、各対策組織の長は、職務上の権限を行使して活発に活動を行う。

ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。

なお、権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続きをとる。

(3) 対策組織の長が、新型インフルエンザ等の対策活動に従事できない場合に備え、代行者をあらかじめ選定しておく。

## 4 対策本部の分掌

対策本部は、次の各号に定める事項について分掌し、必要な措置を講じる権限を有する。

- (1) 従業員の健康管理・確保に関する事項
- (2) 全社的な新型インフルエンザ等感染予防・拡大防止に関する事項
- (3) 全社的な事業継続の対策に関する事項
- (4) 報道対応全般に関する事項
- (5) 国、北海道、市町村等との連携に関する事項
- (6) 情報収集および連絡体制に関する事項
- (7) その他必要な事項

## 5 指令伝達および情報連絡系統

対策体制が設置された場合の指令伝達および情報連絡系統は、別紙1のとおりとする。

## 6 情報収集・共有体制、関係機関との連携

国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報については、必要に応じて、世界保健機関（WHO）等の国際機関、厚生労働省、外務省等の政府機関や地方公共団体から入手するとともに、電気事業連合会をはじめとする各種事業団体、関係企業等、および関係する所管官庁や地方公共団体と適切に情報交換を行うよう努める。

### Ⅲ 業務の継続に係わる対策

#### 1 発生時の人員計画に関する基本方針

北海道電力および北海道電力ネットワークは、従業員等の健康を確保したうえで、電力を安全かつ安定的に供給していくために、適切な意思決定に基づき、新型インフルエンザ等対策に関する業務を優先的に実施するとともに、電力の安定供給に必要な業務および事業継続に必要な不可欠な業務を継続していくために必要な人員を確実に確保する。

#### 2 重要業務の選定

##### (1) 業務分類

新型インフルエンザ等発生時において、継続する業務、発生段階に応じて縮小・中止する業務をあらかじめ分類しておく。

なお、検討にあたっては、個々の業務を実施する際の感染リスクを十分に勘案する。

##### (2) 業務分類の考え方

新型インフルエンザ等の発生時において、電力の安定供給に向けて、常に継続が必要な業務を「重要業務」とする。

なお、「重要業務」のうち、新型インフルエンザ等の感染予防・感染拡大防止に関する業務、および政府行動計画や新型インフルエンザ等ガイドラインに示されている電力の安定供給維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務を「新型インフルエンザ等対策業務」とする。

また、電力事業の運営に必要な業務を「優先業務」と定め、下表のとおり分類する。

業務分類		業務内容
常に継続が必要な業務 (重要業務)	新型インフルエンザ等 対策業務	<新型インフルエンザ等の感染予防・感染拡大防止に関する業務> <電力の安定供給維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務> ・発電所・変電所の運転・監視・保守・点検・故障・障害対応 ・燃料調達・受入、資機材調達 ・送配電線の保守・点検・故障・障害対応 ・電力系統の運用・監視・故障・障害対応 ・通信システムの維持・監視・保守・点検・故障・障害対応
	優先業務	<電力事業の運営に必要な業務> ・緊急時対応 ・社会情勢、社会要請への対応
縮小・休止が可能な業務		<上記以外の業務>

### (3) 新型インフルエンザ等発生時の要員確保の考え方

上記、重要業務は、必要な最小の要員により業務を遂行することを基本とし、勤務体制の変更や、他事業所からの応援などにより要員を確保する。

なお、感染者が発生した場合に備え、交代要員との連絡体制を確保する。

### (4) 業務分類毎の発生段階別の適用

勤務体制の変更、業務の縮小・休止については、原則、下表の基本的考え方に基づき、対策本部で決定し実施するものとする。

ただし、感染状況に応じて、対策本部の指示に基づき、勤務体制の変更や業務の縮小・休止を判断するなど、国における発生段階に関わらず、臨機に対応する。

発生段階	前段階	第一段階	第二段階	第三段階			第四段階
	未発生期	海外発生期	国内発生早期	感染拡大期	まん延期	回復期	小康期
感染スピード(目安)	—	0～	2週間後	4週間後～	6週間後～	8週間後～	—
社内想定欠勤率	—	—	0～	約25%	約40%	約25%	数%
社内体制	—	警戒体制	非常体制	非常体制	非常体制	非常体制	非常体制 → 警戒体制
業務区分	重要業務	通常通り	通常通り	通常通り(※)	必要最小要員での業務継続		通常通り
	縮小・中止業務	通常通り	休止準備(一部)	状況を踏まえて縮小・休止			順次再開

※第二段階であっても、北海道内で感染者が発生した場合は、第三段階の体制とする。

## IV 感染予防・感染拡大対策の検討・実施

### 1 従業員への感染予防および事業所内での感染拡大防止措置

政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ、その流行の度合いに応じ、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づく特定接種（臨時の予防接種）について、政府対策本部の決定に従い迅速に受けられるよう対策を講じる。

なお、特定接種の有無に関わらず、電力の安定供給をはじめとする必要な業務の継続に努める。

## (1) 平常時の対策

- a. 国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防のための留意事項等についての情報を迅速かつ適切に周知する。
- b. 従業員等に手洗い・うがいの習慣化などの感染予防策や健康状態の自己把握について指導する。
- c. マスク、手袋、ゴーグル、消毒液、うがい薬等、感染予防・感染拡大防止のための物品を備蓄する。
- d. 感染予防・感染拡大防止のための、勤務形態（在宅勤務等）や会議運営方法（テレビ会議等）を検討する。
- e. 特定接種の対象者数の算定および実施医療機関の確保等、必要な措置を講じる。

## (2) 発生時の対策

- a. 国内外における新型インフルエンザ等の感染状況、感染予防・感染拡大防止のための留意事項等についての情報に注視するとともに、その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動を摂るよう指導する。
- b. 外務省の海外渡航情報に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避けるよう指導する。
- c. 手洗い用消毒液およびうがい薬の各事業所への配備およびマスク・手袋等を従業員に配布し、感染防御を指導する。
- d. 「咳（せき）エチケット」を心がけるよう指導する。
- e. 従業員に健康状態の自己把握を徹底するよう指導する。
- f. 発生地域における不要不急の外出を自粛するよう指導する。
- g. 感染拡大防止のため、必要に応じ、予め検討した勤務形態（在宅勤務等）や会議運営方法（テレビ会議等）などを実施するとともに、インフルエンザおよびそれに類似する症状を有する従業員等に対しては、産業医等の意見も踏まえた上で、出社しないように指導する。
- h. 社員食堂や休憩所等、社員が集まる共用施設の閉鎖等を検討する。
- i. 特定接種の対象者を選定し(本人同意を取得)、接種予定者名簿を作成するとともに、実施する場合には特定接種実施医療機関において接種を行う。



## 2 海外勤務、海外出張する従業員等への感染予防措置

海外勤務、海外出張する従業員等およびその家族への感染の拡大を予防するため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視し、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

- (1) 患者発生国・地域に駐在する従業員等及びその家族に対して、外務省から発出される渡航情報や、現地の日本国大使館の情報等を踏まえ、現地の従業員等及びその家族の状況に応じて、退避の可能性等を含めて検討する。(外務省の渡航情報発出以降)
- (2) 外務省の渡航情報を踏まえつつ、患者発生国・地域に対する海外出張の是非等を検討する。(外務省の渡航情報発出以降)
- (3) 患者発生国・地域から帰国した従業員等及びその家族は検疫ガイドラインに従う。新型インフルエンザ等のような症状を呈した場合には、直ちに保健所等に連絡し、都道府県で指定された医療機関を受診するよう指導する。

## V その他

### 1 関係機関等との調整

業務遂行上関係のある他の電力会社、協力会社、関係省庁、地方自治体およびその他の関係機関との連携を確保する観点から、必要がある場合には積極的に調整を行い、本計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

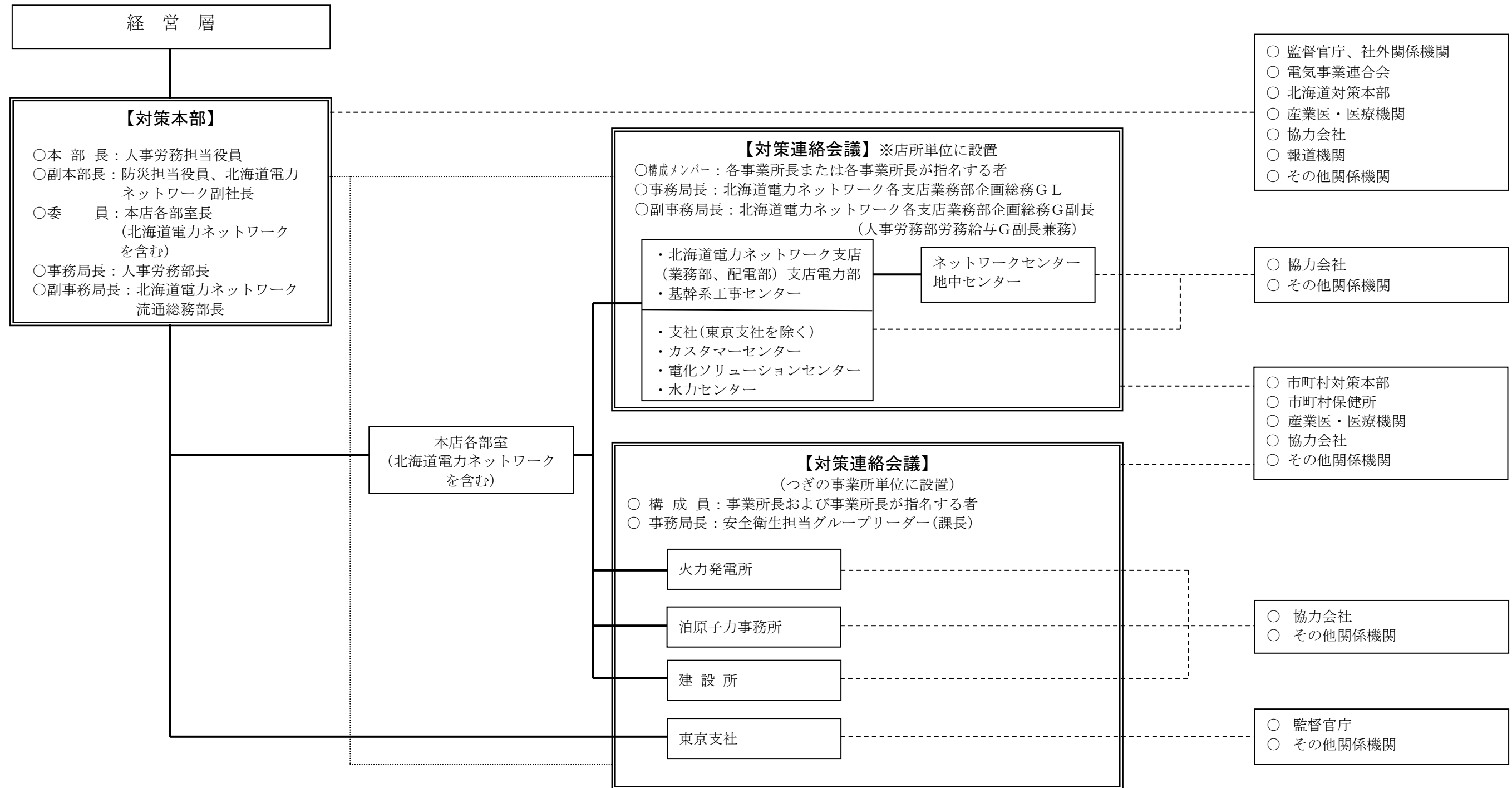
### 2 教育・訓練

北海道電力および北海道電力ネットワークは従業員等に対して、新型インフルエンザ等の基礎知識、感染対策および発生時の対応について周知・啓蒙し、知識普及を図る。

また、事業運営体制、連絡体制などが有効に機能するよう、必要に応じて、教育・訓練等を行う。

以 上

新型インフルエンザ等感染予防対策組織および事業継続に係わる対策の指令伝達・連絡系統図



<記号説明>

- ・ 感染予防対策および事業継続に係る対策の指示・報告系統
- ..... ・ 対策本部の指示事項の伝達および休務状況の報告系統
- - - - - ・ 情報連携